

事業番号	0065	事業名	開発途上国に対する法制度整備支援の推進
------	------	-----	---------------------

外部有識者の評価結果

1 廃止	0
2 事業全体の抜本的な改善	0
3 事業内容の一部改善	4
4 現状どおり	2

【事業内容の一部改善】

- 成果目標として、「相手国の評価」を設定し、アンケート等で評価する必要がある。
- 成果目標値は、国際研修に参加した研修員の満足度、専門家派遣要請に対する派遣実施の割合ともに目標値を100%にする必要がある。
- 事業の成果について、起草又は成立した法律の数、人材育成の数等、具体的な数値目標を取り入れる。
- レビューシートにおける成果目標を改善するには、この事業における各プロジェクトの終了時評価で定量的な評価指標を立てることが必要であり、これを積み上げる形で事業全体の定量的な成果目標を立てることができる。
- オールジャパン体制にも関わらず、中枢機能が不明確なため、法務省として働きかけが必要である。
- JICA、他省庁との関係が今ひとつクリアに思えず、連携の様子が分からない。特に、JICAプロジェクトについては、JICAに予算を統一して実施し、評価される必要があると考える。
- JICAプロジェクトにおける法務省経費とJICA経費の切り分けについて、より明確な定義・基準を示して国民に説明できるようにする必要がある。
- 支援対象国のニーズの把握について、重点のつけ方をより明確にする。

【現状どおり】

- 成果目標の設定と具体的な評価方法を策定する必要がある。
- 調査結果をいかに適切に活用して効果的な支援が行われているかについて、定性的でもよいので簡潔な資料が必要と考える。
- 対象国の人材を育成することによりコア・グループを作り、日本との関係強化をより重点的に実施する必要があると考える。
- 関係省庁との連携について、法務省がJICAより適切であるか、より強力な議論が必要である。